10. 債権譲渡

Date		Date		Date	
/		/		/	

Ａが Ｂに対して貸金債権（以下「α債権」という。）を有している場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア　ＡとＢがα債権につき譲渡制限の意思表示をした場合、Ａの債権者Ｃが譲渡制限の意思表示がされたことを知りながらα債権を差し押さえたときは、Ｃは、α債権を転付命令により取得することができない。

イ　Ａは、α債権をＣに譲渡し、Ｃへの譲渡について口頭でＢに通知をした。ＢがＣに弁済をした後、ＡがΑ債権をＤにも譲渡し、Ｄへの譲渡について確定日付のある証書によりＢに通知をした場合、ＢはＤからの支払請求を拒むことができない。

ウ　Ａが、α債権をＣに譲渡した後、これをＤにも譲渡し、いずれの譲渡についても、確定日付のある証書による通知がＡからＢになされた。これらの通知が同時にＢに到達した場合、Ｄは、Ｂに対してα債権の全額の支払を請求することができ、Ｂは、他の譲受人Ｃが存在することを理由としてＤの請求を拒むことができない。

エ　Ｂは、α債権を被担保債権として自己の所有する甲土地に抵当権を設定した後、甲土地をＤに売却した。ＢがＡに弁済をした後、ＡがΑ債権をＣに譲渡し、Ｂがその債権譲渡について承諾をした場合、甲土地に設定されていた抵当権は当然に復活する。

オ　Ａが、α債権の弁済期の到来前にα債権をＣに譲渡し、その譲渡についてＢに通知をしたが、Ｂは、その通知を受けた当時、Ａに対する弁済期の到来した貸金債権（β債権）を有していた。α債権の弁済期の到来後、ＣがＢに対して支払請求をした場合、Ｂは、β債権とα債権とを相殺する旨を主張して、Ｃからの支払請求を拒むことができる。

１　ア・イ　２　ア・オ　３　イ・エ　４　ウ・エ　５　ウ・オ

正解 5

10. 債権譲渡「債権譲渡」

ア　妥当でない

当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（「譲渡制限の意思表示」）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられず（民法466条２項）、その場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる（同条３項）。もっとも、同法466条３項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない（同法466条の４第１項）。したがって、譲渡制限の意思表示がされた債権であっても、差押債権者は、その善意・悪意を問わず、当該債権を差し押さえ、かつ、転付命令によって移転することができる（最判昭45.４.10参照）。

イ　妥当でない

債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない（民法467条１項）。また、この通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない（同条２項）。もっとも、債権譲渡がなされ、その債権が弁済によって消滅した後、さらに当該債権について譲渡がなされた場合、第２の譲渡について確定日付のある証書による通知がなされたときでも、第２の譲受人は、すでに消滅した債権を譲り受けたのであり、債権を取得しない（大判昭７.12.６）。

ウ　妥当である

債権が二重に譲渡され、確定日付のある各譲渡通知が同時に債務者に到達したときは、各譲受人は、債務者に対しそれぞれの譲受債権についてその全額の弁済を請求することができ、譲受人の１人から弁済の請求を受けた債務者は、他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責めを免れることはできない（最判昭55.１.11）。

エ　妥当でない

債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる（民法468条１項）。これに関連して、民法改正前の判例は、抵当権の被担保債権が弁済によって消滅した後に譲渡され、債務者が異議を留めないで債権譲渡を承諾した場合でも、弁済前の第三取得者に対する関係において、抵当権の効力は復活しないとしている（最判平４.11.６）。なお、民法改正により、債務者の異議を留めない承諾による抗弁の切断の規定は削除された。

オ　妥当である

債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる（民法468条１項）。また、債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。（同法469条１項）。これに関連して、受働債権について、その弁済期到来前に譲渡がされた場合でも、債務者が債権譲渡の通知がなされた当時、すでに弁済期の到来している反対債権を有するときには、債務者は、これを自働債権として、債権の譲受人に対して相殺をもって対抗することができる（最判昭32.７.19）。

以上により、妥当なものの組合せは肢５であり、正解は**5**となる。